

2025 年度事業計画策定にあたって

会長 前川阿紀子

本会では、大阪府をはじめ、大阪市、堺市などの地方公共団体や関係機関・団体への委員等の推薦、相談機関への支援、他団体、施設、学校で研修・講演の開催や研修会等への後援、社会福祉士の資格取得支援活動などを通じて、本年度も社会福祉士会の社会的認知の向上に努めてきました。特に、成年後見人等の受任や高齢者・障がい者虐待対応の相談や研修事業の実施、虐待対応時のアドバイザー派遣等の委託事業などを通じて府民の福祉の増進に大きく寄与する活動を本年も継続しています。

各自治体の権利擁護センター等中核機関の設置、運営への支援も専門職団体として参画しています。市町村や行政との関係性を深め、より地域性のある取り組みを実践していく必要があります、それらを体系的に支える仕組みとして委員会等へ会員を派遣することができました。これらの公益的な取り組み・活動は社会福祉士会の社会的認知をさらに高めていくためにも、次年度以降も権利擁護事業の根幹として継続していく必要があると考えます

< 1. 大阪府民の福祉を考える >

大阪府をはじめ、大阪市、堺市などの地方公共団体や関係機関・団体への委員等の推薦、相談機関への支援、他団体や施設・学校等での研修・講演の開催やその後援、社会福祉士の資格取得支援活動などを継続し、社会福祉士に寄せられている期待に応えていきたいと考えます。

< 2. 組織運営体制の強化と公益社団法人としての取り組み >

現在、生涯研修センター、相談センターぱあとなあ、国家試験受験対策・新会員入会支援事業、独立型社会福祉士ネットワーク委員会、地域包括支援センターネットワーク委員会、社会福祉士実習指導者養成委員会の部局委員会を設けて活動を行っています。また、今日的な課題へ対応するために児童家庭福祉、後見利用促進関連、災害福祉支援等が本会独自プロジェクトチームとして活動を行っています。

限られた予算の中で効果的な活動のあり方を検討する必要があります、支部活動や委員会活動全体を見直す作業について新年度も継続していきます。併せて大阪家庭裁判所、大阪弁護士会、大阪司法書士会など各種専門職団体、福祉関係機関との連携を継続し、府民の福祉の増進に努めています。

これらの公益的な取り組み・活動は社会福祉士会の社会的認知を高めていくためにも、次年度以降も権利擁護事業の根幹として位置付けて展開し、中期的なあるべき組織運営体制を中期計画としてまとめていきます。

＜３．生涯研修制度による研修の実施＞

有資格者としての自己研鑽を支える仕組みとして生涯研修制度による研修体系が示されており、基礎的な資質を確保するための基礎研修Ⅰ-Ⅲ（最短３年履修）の円滑な運営を中心に、認定社会福祉士として活躍される皆さんの支援に力を注ぎたいと考えています。

＜４．会員ネットワークの充実＞

本会では、以前から新規会員数とほぼ同数の方の退会があり、組織としての規模拡大には至っておりません。しかし、この数年社会福祉士国家資格試験の合格率の上昇により、少しずつではありますが入会者が増加しています。これを契機に、特に若年層の入会率を引き上げるとともに、「大阪社会福祉士会はどんな団体?」「入会したらどんなことができるの?」など、魅力ある会活動に取り組み情報発信します。

広報誌『なにわだより』の発行は偶数月の発行ですが、紙面の充実に努め、会員とのネットワークの構築を推進できるように努めていきます。

ホームページは昨今の情報発信に合わせたものに２年前にリニューアルをしました。まだまだ改善の余地はあるものの、SNSの活用を通して会活動の発信へ向けて動いていきます。

それぞれの課題の達成に向けて理事全員で取り組んでいきますが、ぜひ各支部を通じて会員の皆様の声をお届けください。

2025 年度 相談センター 事業計画

1. 基本方針

相談センターは、愛称を「ばあとなあ」とし、社会福祉の援助を必要とする大阪府民の生活と権利を擁護するため、公益的な相談援助活動を積極的に行っていく。

相談センターは、4 月以降家庭裁判所の定期報告が新しい書式になるのを受け、後見人受任者の高齢化についても、ヒアリングを引き続き継続し市民後見人へのリレー等を積極的に行う事を進めていきます。

また、引き続き綱紀案件等再発防止に向けて、必須研修への参加・事例検討会等質の向上を求め検討を重ねていきます。なお、具体的活動は下記のとおりである。

- (1) 大阪社会福祉士会事務所に相談センター専門相談窓口を設置しており、府民および関係機関に対して、来所相談または訪問による相談を受けている。さらに府民に対して専門相談の活動を充実し、相談センターの周知活動を進める。
- (2) 相談員の資質向上とスーパーバイザーの充実を目的とした活動を行う。
- (3) 独立型社会福祉士および各支部活動との連携を推進するための活動を行う。
- (4) 相談員マニュアルの強化と相談援助のツール作成活動を行う。
- (5) スーパーバイザー体制の拡充をめざした活動を推進する。
- (6) 高齢者・障がい者虐待対応チームの充実と資質向上を目的とした活動を行う。
- (7) 医療、福祉関係者に対する成年後見制度の周知活動を推進する。
- (8) 成年後見人養成と養成後の資質向上、成年後見人受任調整および成年後見活動の支援を目的とした活動を行う。
- (9) 市民後見人養成と受任後の専門相談によって市民後見活動を支援する。
- (10) 府民のための相談会および権利擁護のための啓発事業を実施する。
- (11) 関係機関との連携、ネットワークの構築を目的とした活動を行う。
- (12) 相談センター講師バンクの充実と活用を目的とした活動を行う。
- (13) 成年後見制度利用促進法に関して、家庭裁判所・三士会で連携協働する。

2. 活動計画

(1) 相談センター運営委員会

相談センター事業が適切かつ円滑に実施されるよう、他分野の専門家の外部委員を入れて、その企画運営に関して協議し決定する。個人情報に関する協議を含むため対面で開催し、開催日は奇数月の第 3 火曜日とする。(年 6 回)

- (1) 成年後見にかかる相談センター基金の安定化に向けて
基金規定は会員の皆様のご協力により安定しており、基金の安定化への活動を継続していく。成年後見等活動に関わる支出に関して、必要な活動への報酬など、収支バランスを注視し、運営委員会等で協議を行う。
- (2) 組織見直し PT
規定の改定は終了して PT は解散したが、組織の見直しは引き続き検討が必要である。
- (3) 総務部会
活動休止
今年度も協議の上、必要な業務については実施していく。
- (4) ソーシャルインクルージョン部会
活動休止

22025 年度 生涯研修センター 生涯研修部会 活動計画

1. 基本方針

生涯研修センターは、社会福祉士の生涯研修制度を軸にして、それぞれの社会福祉士が専門性を向上するために知識・技術を身につけ、それぞれの立場で様々な実践を行うための専門性を高めることを目的としている。活動は基礎研修における研修会の実施が主となるが、それ以外の研修の実施についても検討していく。基礎研修におけるスーパービジョンの実施についても運営できるように体制を整備する。

基礎研修は基本集合研修として実施する。コロナ等により、集合型の研修が制限される場合は 2024 年度同様、オンラインでの研修に切り替えて実施する。

集合研修の場合、スタッフへの謝礼、交通費については、例年通り支給。オンライン研修の場合、謝礼は同様にファシリテーターとして活動した実働時間のみ支給し、交通費の支払いはなし。当日の準備や後片付け等、運営に必要な最低人数についての協力費については別途支払うこととする。オンライン研修の場合にファシリテーターが活動するのに必要な機材等のご自身で準備いただくこととする。

2. 活動計画

(1) 生涯研修部会

①生涯研修部会会議

〔目的〕 a:研修会の企画検討（役割分担） b:生涯研修センター及び会全体の研修状況の確認と調整 c:部会内調整 d:当日のファシリテーターなどのスタッフ調整 e:次年度事業計画の作成 f:生涯研修事務の報告及び相談

〔時期〕 毎月第二木曜日

②基礎研修 I

〔目的〕 生涯研修制度にそって各種研修を受講し研鑽していくためのスタート地点となる研修。社会福祉士として自覚を促すとともに実践の基礎となる、価値・知識・技術について理解することで、府民に貢献できる社会福祉士を目指す。

〔内容〕 目標・・・①専門職が職能団体を持つ意義を知る。②日本社会福祉士会、都道府県社会福祉士会の組織と役割を知る。③生涯研修制度について知る。④社会福祉士共通基盤について知る。⑤実践現場における社会福祉士の専門性をふまえた役割を知る。⑥実践をふまえて社会福祉士が倫理綱領や行動規範を持つ意味を知る。形式・・・e ラーニングと集合研修「講習・グループディスカッション」、事前課題 4（支部の協力による集合型研修もしくは訪問型研修）、新生涯研修制度における基礎研修 I を実施することで、職能団体としての社会福祉士会へ加入することの意義や、コミットメントを学ぶ。

〔時期〕 2025 年 9 月から 2026 年 2 月、集合研修 2 回

〔定員〕 130 名

③基礎研修Ⅱ

〔目的〕生涯研修制度にそって各種研修を受講し研鑽していくためのスタート地点となる研修。社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術について学ぶことで、府民に貢献できる社会福祉士を目指す。

〔内容〕目標・・・①社会福祉士の倫理綱領や行動規範をふまえた実践の理解ができる。②社会福祉士共通基盤について理解を深め、実践との関係を知る。③社会福祉援助の展開過程を知り、それをふまえた実践ができる。④実践力を高めるための基礎的な援助技術を身につける。⑤スーパービジョンについて学ぶ。形式・・・集合研修「講習・グループディスカッション」

〔時期〕2025年6月から2026年1月 計11回

〔定員〕90名

④基礎研修Ⅲ

〔目的〕生涯研修制度にそって各種研修を受講し研鑽していくためのスタート地点となる研修。社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術について学ぶことで、府民に貢献できる社会福祉士を目指す。

〔内容〕目標・・・①社会福祉援助の展開過程をふまえた実践の言語化や評価ができる。②事例検討会を運営することができる。③スーパービジョンを体験する。④自らの実践について評価し研鑽につなぐことができる。形式・・・集合研修「講習・グループディスカッション」

〔時期〕2025年6月から2026年1月 計11回

〔定員〕80名

⑤研修事業

〔目的〕生涯研修制度における基礎研修の継続的かつ補完的な役割を担う研修及び生涯研修制度上の共通基盤及び共通・分野別等の発展的研修を実施する。認定社会福祉士の増加を目的に、基礎研修で学んだ知識や技術、価値をさらに深めるための認証された研修を実施する。社会福祉士が社会福祉援助の質の向上を継続的にを行うことを目的とする。基礎研修全般で求められるファシリテーターの質を向上させる。

〔内容〕社会福祉援助の共通基盤6領域及び児童・高齢・障がい・更生保護・医療・地域社会・多文化等分野別ソーシャルワーク機能の理論と実践の習得により、社会福祉士としての知識・技術の維持向上並びに援助力の幅を広げる。認証された研修の実施。ファシリテーターとしての心構えや態度、関与の仕方などを学ぶ。

〔時期〕未定

⑥その他

- ・社会福祉士に向けて生涯研修制度の周知を図る。
- ・研修を通して会員と新入会員の交流及び非会員の入会促進を図る

2025 年度 生涯研修センター 調査研究部会 事業計画

1. 基本方針

大阪府民の生活と権利を擁護する大阪社会福祉士会の活動の発展・充実を図るべく、生涯研修センター調査研究部会として、主に実践研究の支援に関する事業を中心に活動を展開していく。また、昨年度に実施した事業をさらに充実させることで、会員の専門性の向上、および本会の公益性に寄与することを目的とする。

2. 活動計画

1) 大阪社会福祉士学会の開催

2025 年 11 月 15 日（土）午後には大阪府社会福祉会館にて対面開催を予定。会員等がおこなった実践研究等について発表の場を提供することで、生涯研修制度への対応、ならびに大阪社会福祉士会が推進する実践研究について内外に発信する機会とする。集客による開催が困難な場合は、オンラインでの開催を検討し、発信の場を確保する。

2) 調査研究誌『大阪社会福祉士』第 32 号の編集・発行

夏期から秋季に原稿を募集し、年度終了後 3 ヶ月以内に発行する。特別寄稿や会員等における研究論文・実践報告集を作成する。なお、調査研究誌の質の担保、ならびに採用の透明性を図るため、既定の見直しや第三者による査読を実施する。

3) 実践研究に関する研修の実施

生涯研修制度に位置づけられている基礎研修のうちのについて「実践評価・実践研究系科目」「地域開発・政策系科目Ⅰ」を中心に生涯研修部会と連携しながら依頼のある科目を担う講師の調整を行う。

また、実践研究に意欲のある会員に対し、大阪社会福祉士学会・日本社会福祉士学会および近畿ブロック研究・研修大会などで発表を目指し、技術的支援や助言をおこなう機会「実践研究ゼミナール」を昨年に引き続き年間登録制で年 4 回を 1 クールとして開催し、会員のサポートをできる体制を構築する。

4) 調査研究部会で実施する調査研究事業の検討

大阪社会福祉士会ならびに大阪における社会福祉士の実践のうち、優れたものについて、調査研究により実践におけるエビデンス（根拠）を明らかにすることで、社会福祉士の実践に関して内外に発信することが必要である。このような調査研究事業の実施について検討していく。

5) 調査研究部会会議の開催

以上、上記の活動について、企画・実施・評価をおこなうための調査研究部会会議を年 6 回程度（偶数月を予定）対面及びオンラインで開催する。

2025 年度 生涯研修センター 調査研究部会
子ども家庭福祉プロジェクト 事業計画

1. 基本方針

子ども家庭福祉プロジェクトは、本会において、2016 年度から生涯研修センター調査研究部会内に設置されている。

本プロジェクトは、子ども家庭福祉の視点を意識しながら多様な研修内容やネットワークづくりの場を設けることで、スクールソーシャルワーカーをはじめとした子ども家庭福祉分野で活躍するソーシャルワーカーを支える専門知識・技術の向上およびネットワークの拡充を図り、地域を基盤とする子ども家庭福祉を推進していくことを目的とする。

2. 活動計画

1) 子ども家庭福祉に関する研修の開催

①子ども家庭福祉プロジェクト実践連続講座

- ・地域を基盤とした子ども家庭福祉の推進に必要な理念と知識、スキルに関する幅広い内容を含む講座を企画・開催する。

- ・年間 4 回程度 1 回 3 時間程度

対面で講義＋グループワークを行う。

参加対象：児童福祉分野の支援職・教員・SSW と、子ども家庭福祉に関心のある社会福祉士。精神保健福祉士（非会員可）。

※講座内容や開催日などについては未定。状況によりオンライン開催を検討。

②その他

大阪社会福祉士学会などにおいて分科会を企画・開催する。

2) 子ども家庭福祉プロジェクト会議

以上の活動について、企画・実行・活動の評価をおこなうためのプロジェクト会議を、オンライン開催も含めて年 6 回程度開催する。

3) ネットワークづくり

子ども家庭福祉分野で活動する会員の交流を目的として交流会を企画する。年 1 回。

2025 年度 地域包括支援センターネットワーク委員会 事業計画

1. 基本方針

- ・地域包括支援センターは、地域包括ケアの要として重要な位置づけとなっている。当委員会では、地域包括支援センターが大阪府下における地域づくりの中心的な役割を果たしていけるよう、地域包括支援センター職員のレベルアップや地域ごとのネットワークづくりに向けて、様々な角度からの支援を行っていく。
- ・医療、福祉、地域との連携を強化し、問題を地域でつなぎ、支えあえるよう総合的な取り組みを行う。

2. 活動計画

(1) 地域包括支援センター職員研修

地域包括支援センター職員が、地域を基盤とするソーシャルワーク実践をおこなうために必要となる「個と地域との一体的アプローチ」や「地域実践におけるネットワーク構築・活用」のスキルを習得すること、及び他市町村の地域包括支援センターと情報交換することを目的とする。

[開催時期]：2025 年 7 月頃

※感染症が流行した場合、オンライン実施することも検討する。

(2) 地域包括支援センター研修交流会

大阪府下の地域包括支援センターに勤める 3 職種、ブランチ職員、関連機関の社会福祉士の方々との研修及び交流を図ることを目的とする。

[開催時期]：2026 年 1 月頃

※感染症が流行した場合、オンライン実施することも検討する。

(3) 地域包括支援センターネットワーク委員会 定例会

毎月第 2 木曜日 19:30～21:00 オンライン会議で開催。年間 12 回。

※基本は、オンライン会議とし、打ち合わせなどが必要な場合、感染症の拡大状況をみながら、社会福祉会館内会議室（事務局）での集合会議を開催していく予定。（年 2 回程度）

(4) その他

- ・実践力養成研修の再構築に向けて、検討・準備を重ねていく。
- ・適宜、活動内容や事例の検討・協議・情報交換及び政策改革などの勉強を行う。

2025 年度 地域包括支援ネットワーク委員会
災害福祉支援プロジェクトチーム 事業計画

1. 基本方針

本会災害福祉支援プロジェクトチームは、大阪府内及び府外での災害発生時の福祉ニーズに円滑に対応するため、日本社会福祉士会を中心に大阪府内の福祉関係団体及び府市町村担当等、関係団体相互の取組みの情報収集集約や共有、被災地の福祉ニーズへの連携した取組や調整等を円滑に行うことを目的とする。

具体的には次の事業を行う

- ① 災害福祉支援活動者の養成及び登録業務に関する事項
- ② 災害福祉支援活動者、災害福祉支援コーディネーターの養成及び研修に関する事項
- ③ 大阪府災害福祉広域支援ネットワーク会議への参画及び同ネットワークからの依頼事項への対応に関する事項
- ④ 本会及び近畿ブロック災害福祉支援担当者との協働・連携に関する事項
- ⑤ 「災害時対応マニュアル・ガイドライン」の整備及び必要に応じ改訂・更新と広報活動に関する事項
- ⑥ その他、理事運営会議で承認された依頼・指示事項他

2. 活動計画

- 1) 災害福祉支援活動者の養成研修の開催
- 2) 災害福祉支援者登録業務、規程策定および登録者の意思確認
交流会（オンライン：集合形式）、啓発活動
- 3) 災害福祉支援者登録者の段階的研修計画の企画立案および推進
- 4) 大阪府災害福祉広域支援ネットワーク会議への参画
- 5) 大阪府DWA Tへの協力

2025 年度 独立型社会福祉士ネットワーク委員会 事業計画

1. 基本方針

大阪府下の独立型社会福祉士は各地域においてそれぞれに特色のあるソーシャルワーク活動を行っている。さらに、最近「独立型社会福祉士」を意識する事なく活動するフリーランスのソーシャルワーカーも増えてきており、当委員会では「独立スタイル」の活動をする社会福祉士と名付けその実践活動の把握と連携に努めている。

独立型は「目的」ではなく「一つの手段」である。本委員会では、府下で活動する独立型・独立スタイルの社会福祉士が地域共生社会に向けたソーシャルワーク実践を行う中で

- ① 自らが活動しやすい事業形態を創造する社会福祉士を支援すること
- ② 権利擁護を中心としたソーシャルワークの実践力向上を図ること
- ③ 本会と独立型・独立スタイルの社会福祉士ネットワーク構築と共通課題の解決に努めること
- ④ 独立スタイルの活動をする社会福祉士に向け本会独立型社会福祉士登録への情報提供を基本方針とする。

2. 活動計画

(1) 独立型社会福祉士実践報告会

2026年2月対面研修実施予定とする。府下にて活動する独立型社会福祉士・独立スタイルで活動している社会福祉士の実践報告を通じて、さらなるソーシャルワーク実践力の向上やネットワークづくりの場とすることで、連携・協働を図ることを目的とする。

(2) 独立型社会福祉士ネットワークの拡充

大阪府下で独立型社会福祉士・独立スタイルで活動されている方のネットワーク構築と情報共有・発信をする為、

- ① メーリングリストの拡大を行う。
- ② 勉強・交流会の実施にて独立型社会福祉士の倫理・経営等に関係する学びと情報共有や交流（オンライン）春・夏・秋、計3回の実施。
- ③ 支部会員に対して独立型活動についての広報

(3) 委員会の開催

上記事業実施のため、委員会を年6回程度開催する。

(※ 6回のうち4回はオンラインにて開催)

2025年度 社会福祉士実習指導者養成委員会 事業計画

1. 基本方針

実習指導者養成委員会は、府民の福祉を考え行動できる社会福祉士養成のために、社会福祉士実習を担う社会福祉士を対象に「社会福祉士実習指導者講習会」を開催運営する。また、実習指導者のネットワーク作りを目的に、実習現場を支援するための情報収集とフォローアップ研修を開催する。これらの活動を通して、日本ソーシャルワーク教育学校連盟や近畿ブロック府県社会福祉士会と連携も深めていきたいと考える。

2. 活動計画

(1)社会福祉士実習指導者講習会の実施

前年度の講習会は、新型コロナウイルスの5類移行を受け、4年ぶりに2日間とも対面での開催を行った。申込者は161名に対して132名の受付を行い、132名が受講した。対面での開催にした事で発生した複数の課題を整理した上で、今年度も「受講生の学びを深め、指導者の顔の見える関係づくりを推進する。」事を目的に、2日間とも対面で開催する。

近畿ブロックの各社会福祉士会との調整を行い、開催日時を決定する。

(2)社会福祉士実習フォローアップ研修

社会福祉士実習指導者講習会の既習者を中心に定員30名で、独自のプログラムによる実習指導者フォローアップ研修を年に2回実施する。前年度に引き続き、社会福祉士養成校の学生や教員を招聘し、実習生及び養成校教員の意見を確認し、参加者の実習指導の実践力強化につながるよう企画立案を行う。

開催時期は、2025年7月、2026年2月を予定している。

(3)委員会の開催

上記の事業計画を推進するため、委員会を月1回(年12回)開催する。

(4)近畿ブロック定例会議への出席

委員長が年4回、会議に出席し、近畿ブロックでの情報交換および情報共有を行う。また、近畿ブロック大会で開催しているプレ企画についても近畿ブロック内の担当者と協議、連携する。

2025年度 国家試験受験対策・新会員入会支援委員会 事業計画

1. 基本方針

当委員会は、本会が担っている「ソーシャルワーク専門職として高い倫理観を持つ優れた社会福祉士を育成し、組織化する」という社会的使命を実現することを目的に設置されている。そのため、府民の権利擁護と福祉の増進に貢献できる資質を有する社会福祉士の養成を目指して、社会福祉士国家試験の合格に資することができるように、以下の事業を実施する。

主催講座として、対面での「合同ゼミナール」を実施するとともに、合同ゼミナールの受講生を対象に大阪府下で本会会員のチューターによる「地区ゼミナール」を参加人数をみながら開催し、受講生との双方向での参加型の学習会を実施する。さらに、「直前ゼミナール」および「超直前ゼミナール」を対面で開催し、国家試験合格まできめ細やかで手厚い支援を行う。また、全国統一模擬試験は会場での開催とする。

(※新型コロナウイルスの影響に伴った変更の可能性がある。)

一方、府下の大学や社会福祉協議会との委託契約により、受験対策講座や国家試験受験ガイダンスへの講師の派遣を行い、学生の合格に向けてのモチベーションを高めるとともに、ソーシャルワーク実践の場に対する理解を深めて合格後の専門職としての意識付けを行う。

以上の主催講座および受託講座に派遣する講師およびチューターの資質向上のため、本委員会および本講座の趣旨や国家試験の傾向と対策等について研修会を実施する。

主催講座および受託講座の受講生に対する国家試験合格後の支援としては、合格祝賀会を開催し、理事および支部長等が会の活動を広報することにより、新会員の入会促進のための働きかけを積極的に行うとともに、運営協力サポーターやチューターの組織化することによって、会活動へのマンパワーの供給および支部活性化に資するべく取り組みを行う。

2. 活動計画

- 4月 入会説明会・合格祝賀会
- 6月 サポーター会
- 7月 合同ゼミナール、地区ゼミナール（7月～11月）
- 10月 直前ゼミナール
- 11月 統一模試
- 1月 超直前ゼミナール
- 3月 講師・チューター会
- 通年 受験対策講座講師派遣、近畿ブロック定例会議

2025 年度 受託事業計画

大阪社会福祉士会は、大阪府民の福祉と生活を支える公益法人として、定款に定める「社会福祉の援助を必要とする大阪府民の生活と権利を擁護する」ために、大阪府や府域の市町村からの事業を受託している。

2025 年度は、これまでの事業に加え公益社団法人としての社会的な責務を果たすために、新たな事業受託として大阪市より中央区生活困窮者自立支援事業を受託することになった。

1 高齢者虐待にかかる専門相談事業（相談センター事業計画に含む）

2006 年度から大阪府及び府下の自治体から「高齢者虐待にかかる専門相談事業」を受託し、大阪弁護士会との連携のもとに、大阪府及び市町村の要請に応じて専門相談のスーパーバイザーを派遣している。

この事業では市町村で高齢者虐待の対応を行う職員・福祉関係者を対象に助言することで、虐待を受ける府民への対応や虐待予防等を行っている。専門的な助言を行うことで、虐待に対応する職員や関係者の知識技術を高め、被虐待者の権利を擁護している。

《契約締結自治体》

大阪府 大阪市 茨木市 交野市 門真市 岸和田市 堺市
摂津市 吹田市 高槻市 豊中市 富田林市 寝屋川市 羽曳野市 阪南市 八尾市
和泉市 門真市 豊能町 太子町 熊取町 岬町

2 大阪府高齢者虐待対応市町村実務者研修事業（相談センター事業計画に含む）

2010 年度から大阪府より「大阪府高齢者虐待対応市町村実務者研修事業」を受託し、市町村や地域包括支援センター虐待対応経験者を対象に大阪府下の市町村職員、社会福祉士等の養護者虐待対応現任者や養介護施設従事者虐待対応現任者の技術アップ研修を実施している。2025 年度も引き続き実施する。

3 障がい者虐待防止にかかる専門相談事業（相談センター事業計画に含む）

2010 年度から大阪府及び大阪府下の自治体から「障がい者虐待防止にかかる専門相談事業」を受託し、大阪弁護士会との連携のもと、大阪府及び市町村の要請に応じて専門相談のスーパーバイザーを派遣している。

この事業は障がい者虐待の対応を行う市町村職員、福祉関係者を対象に助言することで、虐待を受ける大阪府民への対応や虐待予防等を行っている。専門的な相談に応じることで対応する職員等の質を確保し、被虐待者の権利を擁護している。

《契約締結自治体》

大阪府 大阪市 門真市 岸和田市 堺市 高槻市 豊中市
吹田市 東大阪市 茨木市

4 大阪府 大阪市等の権利擁護に関する委託事業への参画

大阪府、大阪市などで計画される成年後見利用促進に関連した権利擁護事業への参画を目指す。

5 大阪市生活困窮者自立支援事業【相談支援】（中央区）業務委託

2025 年 4 月より、大阪市生活困窮者自立支援事業【相談支援】（中央区）の業務の委託を受ける。当会事務局がある中央区を拠点に、専門職団体としてのソーシャルワーク実践を積み上げると共に、その知識と技術を地域貢献につなげたいと考える。